

障 発 第 0731001 号
平成19年 7月31日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部長

就労継続支援A型事業における利用者負担減免事業実施要綱について

標記の件について、平成19年度より、社会福祉法人等減免事業が廃止となり、これに伴い、新たに「就労継続支援A型事業における利用者負担減免事業実施要綱」を定め、平成19年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、この通知により、平成18年12月5日付障発第1205002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業の実施についての一部改正について」については平成19年3月31日限り廃止する。

就労継続支援A型事業における利用者負担減免事業実施要綱

就労継続支援A型事業の利用者については、他の障害福祉サービスを利用した場合と同様に、利用料として一割の利用者負担を求めることが原則である。

しかしながら、事業者と障害者の間で雇用関係が結ばれており、事業者から労働の対価として、賃金が支払われる特別な関係にあること、また、障害者福祉制度とは別に、障害者雇用納付金制度において、障害者雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対し、障害者雇用調整金等が支給されていること等を考慮する必要がある。

このようなことから、事業者の判断により事業者の負担をもって利用料を減免することを可能としたところであるが、この具体的な取扱いは以下によることとする。

1 利用者負担減免措置対象者

就労継続支援A型事業の利用者のうち雇用関係のある者のみとする。

2 利用者負担減免措置実施手続

(1) 利用者負担減免措置を実施する事業者は、事業所の指定を受けた都道府県知事に対し、別添様式1により利用者負担減免措置実施の届出を行う（本通知の適用前に任意の様式で同様の届出が行われている場合を除く。）。

(2) 都道府県は、利用者負担減免措置を実施する事業所について、管内市町村に情報提供することとする。

3 利用者負担減免措置を休止する場合の取扱い

(1) 利用者負担減免措置を休止する事業者は、事業所の指定を受けた都道府県知事に対し、別添様式2により利用者負担減免措置休止の届出を行う。

(2) 都道府県は、利用者負担減免措置を休止する事業所について、管内市町村に情報提供することとする。

4 利用者負担減免措置の内容等を変更する場合の取扱い

(1) 利用者負担減免措置の内容等を変更する事業者は、事業所の指定を受けた都道府県知事に対し、別添様式3により利用者負担減免措置変更の届出を行う。

(2) 都道府県は、利用者負担減免措置を変更する事業所について、管内市町村に情報提供することとする。

5 留意事項

(1) 利用者負担減免措置は、雇用関係のある者全員に対して同じ措置を実施することとし、雇用関係のある者毎に措置の差異を設けることは認められないことに留意すること。

(2) 従来の利用者負担減免措置において、各届出を都道府県知事及び事業所所在地の市町村長に対しても行うこととしている都道府県においては、その取扱いどおりとしても構わないこと。

就労継続支援A型事業利用者負担減免措置実施届出書

都道府県知事名 殿
(市町村名)

平成 年 月 日

管 理 者 名 印

当事業所は、就労継続支援A型事業利用者負担減免措置事業所として、下記により減免措置を実施しますので、届出いたします。

当事業所の利用者のうち下記に該当する者全てにこの措置を実施いたします。

現在当事業所で就労継続支援A型事業利用者負担減免措置を実施している人数
(平成 年 月 日現在 人)

記

当事業所の利用で、当事業所と雇用契約を締結する者に対し、就労継続支援A型事業利用者負担減免措置を実施する。

(対象者に対する減免措置)

当事業所の利用に当たり発生する利用者負担を(免除・〇〇%軽減)する。

就労継続支援A型事業利用者負担減免措置休止届出書

都道府県知事名 殿
(市町村名)

平成 年 月 日

管 理 者 名 印

当事業所は、就労継続支援A型事業利用者負担減免措置事業所として、下記により減免措置を休止しますので、届出いたします。

当事業所の利用者のうち下記に該当する者全てにこの措置を実施いたします。

現在当事業所で就労継続支援A型事業利用者負担減免措置を実施している人数
(平成 年 月 日現在 人)

記

当事業所の利用者と、当事業所と雇用契約を締結する者に対し、就労継続支援A型事業利用者負担減免措置を休止する。

就労継続支援A型事業利用者負担減免措置変更届出書

都道府県知事名 殿
(市町村名)

平成 年 月 日

管 理 者 名 印

当事業所は、就労継続支援A型事業利用者負担減免措置事業所として、下記のように減免措置を変更しますので、届出いたします。

当事業所の利用者のうち下記に該当する者全てにこの措置を実施いたします。

平成 年 月 日現在、当事業所で就労継続支援A型事業利用者負担減免措置を実施している内容

対象人数 人
利用者負担 免除・〇〇%軽減
その他 ()

記

当事業所の利用者で、当事業所と雇用契約を締結する者に対し、就労継続支援A型事業利用者負担減免措置を変更する。

(減免措置の変更内容)

対象人数 人
利用者負担 免除・〇〇%軽減
その他 ()

障発0329第13号
平成25年3月29日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

「サービス管理責任者研修事業の実施について」等の一部改正について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行に伴い、関係通知を下記のとおり改正しますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について別紙1のとおり改正する。
- 2 「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成18年12月6日障発第1206002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について別紙2のとおり改正する。
- 3 「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成19年1月26日障発第0126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について別紙3のとおり改正する。
- 4 「就労継続支援A型事業における利用者負担減免事業実施要綱について」（平成19年7月31日障発第0731001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について別紙4のとおり改正する。
- 5 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サー

ビスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修のうち「厚生労働大臣が認める研修」の協議方法等について」（平成 22 年 5 月 10 日障発 0510 第 5 号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について

別紙 5 のとおり改正する。

6 「障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 32 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について

別紙 6 のとおり改正する。

(別紙4)

- 「就労継続支援A型事業における利用者負担減免事業実施要綱について」(平成19年7月31日障発0731001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後	現 行
<p style="text-align: right;">障発第0731001号 平成19年7月31日 <u>最終改正 障発0329第13号</u> <u>平成25年3月29日</u></p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>就労継続支援A型事業における利用者負担減免事業実施要綱について</p> <p>標記の件について、平成19年度より、社会福祉法人等減免事業が廃止となり、これに伴い、新たに「就労継続支援A型事業における利用者負担減免事業実施要綱」を定め、平成19年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>なお、この通知により、平成18年12月5日付障発第1205002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業の実施についての一部</p>	<p style="text-align: right;">障発第0731001号 平成19年7月31日</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>就労継続支援A型事業における利用者負担減免事業実施要綱について</p> <p>標記の件について、平成19年度より、社会福祉法人等減免事業が廃止となり、これに伴い、新たに「就労継続支援A型事業における利用者負担減免事業実施要綱」を定め、平成19年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>なお、この通知により、平成18年12月5日付障発第1205002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業の実施についての一部</p>

改正について」については平成19年3月31日限り廃止する。

就労継続支援A型事業における利用者負担減免事業実施要綱

就労継続支援A型事業の利用者については、他の障害福祉サービスを利用した場合と同様に、利用料として負担能力に応じた利用者負担を求めることが原則である。

しかしながら、事業者と障害者の間で雇用関係が結ばれており、事業者から労働の対価として、賃金が支払われる特別な関係にあること、また、障害者福祉制度とは別に、障害者雇用納付金制度において、障害者雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対し、障害者雇用調整金等が支給されていること等を考慮する必要がある。

このようなことから、事業者の判断により事業者の負担をもって利用料を減免することを可能としたところであるが、この具体的な取扱いは以下によることとする。

1～5 (略)

様式1～3 (略)

改正について」については平成19年3月31日限り廃止する。

就労継続支援A型事業における利用者負担減免事業実施要綱

就労継続支援A型事業の利用者については、他の障害福祉サービスを利用した場合と同様に、利用料として一割の利用者負担を求めることが原則である。

しかしながら、事業者と障害者の間で雇用関係が結ばれており、事業者から労働の対価として、賃金が支払われる特別な関係にあること、また、障害者福祉制度とは別に、障害者雇用納付金制度において、障害者雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対し、障害者雇用調整金等が支給されていること等を考慮する必要がある。

このようなことから、事業者の判断により事業者の負担をもって利用料を減免することを可能としたところであるが、この具体的な取扱いは以下によることとする。

1～5 (略)

様式1～3 (略)